

利 用 上 の 注 意

I 工業統計調査の概要

1. 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年12月28日通商産業省令第81号）により実施される。

3. 調査の実施者

経済産業省

4. 調査の期日

平成29年工業統計調査は、平成29年6月1日現在で実施した。

5. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業者3人以下の事業所を除く）である。

製造業の事業所とは、次の二つの条件をそなえた事業所をいう。

ア．主として新製品の製造加工を行う事業所

イ．製造加工した新製品を主として卸売する事業所

6. 調査の種類

（1）甲調査 ― 従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）

（2）乙調査 ― 従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く）

7. 調査の方法

（1）調査員調査方式

対象事業所に対し、調査員が調査票を個別に配布し、回収する調査方法。

（2）国担当調査方式

対象企業・事業所に対し、経済産業省が調査票を郵送し、回収する調査方法。国担当調査には「本社一括調査」、「国直送調査」がある。

Ⅱ 集計の概要

1. 数値の定義

本報告書において、「平成27年」及び「平成23年」の数値は「経済センサス-活動調査（総務省・経済産業省）」（以下「活動調査」という。）、その他の年次の数値は「工業統計調査（経済産業省）」（以下「工業統計」という。）の結果によるものである。

また、各年次における調査対象期間及び調査期日は次のとおりである。

項目 \ 年次	平成26年まで（平成23年を除く）	平成23年、平成27年、平成28年
経理事項 （製造品出荷額等、原材料費、燃料、電力の使用額等）	調査年 1 年間	調査年 1 年間
経理事項以外 （経営組織、従業者等）	調査年の12月31日現在	平成23年＝平成24年 2 月 1 日現在 平成27年＝平成28年 6 月 1 日現在 平成28年＝平成29年 6 月 1 日現在

2. 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業格付けの方法は、次のとおりである。

（1）一般的な方法

- ①製造品が単品の事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。
- ②製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので上 2 桁番号（中分類）を決定する。次に、その決定された上 2 桁の番号の品目について、前記と同様な方法で上 3 桁の番号（小分類）、さらに上 4 桁の番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとする。

（2）特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業である。

3. 用語の説明

事業所	一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているもの。
-----	--

従 業 者	当該事業所で働いている人をいい、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は含めない。 なお、常用労働者とは、以下における有給役員、正社員・正職員、パート・アルバイト等及び出向・派遣受入者に分けられる。 ① 個人業主及び無給家族従業者とは、実際に事業所を経営している個人業主と、個人業主の家族で無報酬で常時就業している者をいう。 ② 有給役員とは、法人の取締役、理事（常勤、非常勤は問わない。）などで役員報酬を得ている者をいう。 ③ 常用雇用者とは、次のア、イに該当する者をいい、正社員・正職員、パート・アルバイト等に分けられる。 ア 事業所に常時雇用されている者 イ 期間を定めずに雇用されている者又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者 ④ 正社員・正職員とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者をいう。 なお、取締役、理事などの役員のうち、常時勤務して一般職員と同じ給与規則によって給与の支払いを受けている者は、こちらに含まれる。 ⑤ パート・アルバイト等とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員として処遇されている者以外で、例えば「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い雇用形態で処遇されている者をいう。 ⑥ 出向・派遣受入者とは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和60年法律第88号）における派遣労働者の受入者、在籍出向など出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている者をいう。 ⑦ 臨時雇用者とは、常用労働者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。
現金給与総額	平成28年1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。
原材料使用額等	平成28年1月から12月までの1年間における次の①～⑥の合計をいう。 ① 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいう。 また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。 ② 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

	③ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。 ④ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。 ⑤ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいう。 ⑥ 転売した商品の仕入額とは、平成28年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。
製造品出荷額等	平成28年1月から12月までの1年間における次の①～③及びくず・廃物の出荷額の合計をいう。 ① 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む）を、平成28年中に当該事業所から出荷した場合の工場出荷金額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。 ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの イ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの） ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成28年中に返品されたものを除く） ② 加工賃収入額とは、平成28年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。 ③ その他収入額とは、上記①、②及びくず・廃物の出荷額以外の収入額をいう。
製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額	事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業の事業所に支給して製造させた委託生産品を含み、他から支給された原材料及び下請け賃加工した受託生産品並びに仕入れてそのまま販売するものは含まない。
有形固定資産	平成28年1月から12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によっている。 ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。 ア 土地 イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む） ウ 機械及び装置（附属設備を含む） エ その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等） ② 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。 ③ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一

企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

④ 減価償却額とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

⑤ 有形固定資産の投資総額

ア 有形固定資産年末現在高

＝年初現在高＋取得額－除去額－減価償却額

イ 建設仮勘定の年間増減

＝増加額－減少額

ウ 投資総額

＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

事業所敷地面積

平成28年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫、その他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

1日当たり水源別用水量

平成28年1月から12月までに事業所で使用した工業用水等の総量を操業日数で割ったもの。

ア 公共水道は、都道府県又は市区町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

・ 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの。

・ 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの。

イ 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

ウ その他の淡水は、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の用水をいう。例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

内国消費税額

消費税を除く内国消費税額と推計消費税額の合計。

① 消費税を除く内国消費税額

酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の納付税額又は納付すべき税額の合計。

② 推計消費税額

平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

- ・ 「平成27年」においては、調査事項を簡素化（一部廃止）した個人経営調査票を設けたことにより、個人経営調査票を配布した事業所については、「事業所数」「従業者数」「品目別製造品出荷額」については、個人経営調査票による調査分を含んだ集計結果であるのに対し、「現金給与総額」、「原材料使用額等」、「製造品出荷額等」「付加価値額」「年末在庫合計額」「製造

品年末在庫額」「半製品・仕掛品年末価額」「原材料・燃料年末在庫額」「有形固定資産投資総額」等については、これらの調査分を含まない集計結果である。

- また、「平成27年」において、製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
- 工業統計では消費税込みで把握しているが、「有形固定資産」、「製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額」及び「品目別製造品在庫額」については、消費税抜きで回答されていた場合であっても、そのままの金額を用いて結果表として集計している。

4. 項目計算式

生産額 (従業者30人以上)	製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額） ＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
付加価値額 (従業者30人以上)	製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料、燃料、電力の使用額－減価償却額
粗付加価値額 (従業者29人以下)	製造品出荷額等－（消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額）－原材料、燃料、電力の使用額
有形固定資産年末現在高	年初現在高＋取得額－除却額－減価償却額
有形固定資産年初現在高	年初土地＋年初有形計
建設仮勘定の年間増減	増加額－減少額
投資総額	取得額＋建設仮勘定の年間増減
付加価値率	付加価値額 ÷（生産額－（内国消費税額＋推計消費税額）） × 100
付加価値生産性	付加価値額 ÷ 従業者数
現金給与率	現金給与額 ÷（生産額－（内国消費税額＋推計消費税額）） × 100
原材料率	原材料使用額等 ÷（生産額－（内国消費税額＋推計消費税額）） × 100
労働生産性	生産額 ÷ 従業者数
在庫率	年末在庫額（製品＋半製品） ÷ 製造品出荷額計 × 100
製造品出荷額	品目番号091111～329999までの出荷額計－加工賃収入額 (品目番号下2桁が9の計)

（注1）本報告書では、製造品出荷額に「製造工程からでたくず・廃物」を加算している。

※「付表15～18」、「統計表 1(1)・(2)、2、4」

※「統計表3」に「製造工程からでたくず・廃物」の金額等を掲載している。

5. 産業分類について

(1) 本文、表及び図での産業名の略称及び産業3類型の区分は、次のとおりである。

番 号	名 称	省略した名称	番 号	名 称	省略した名称
※ 0 9	食料品製造業	食 料 品	○ 2 1	窯業・土石製品製造業	窯 業 ・ 土 石
※ 1 0	飲料・たばこ・飼料製造業	飲 料 ・ 飼 料	○ 2 2	鉄鋼業	鉄 鋼
※ 1 1	繊維工業	繊 維	○ 2 3	非鉄金属製造業	非 鉄 金 属
○ 1 2	木材・木製品製造業	木材・木製品	○ 2 4	金属製品製造業	金 属 製 品
※ 1 3	家具・装備品製造業	家具・装備品	△ 2 5	はん用機械器具製造業	はん 用 機 械
○ 1 4	パルプ・紙・紙加工品製造業	パ ル プ ・ 紙	△ 2 6	生産用機械器具製造業	生 産 用 機 械
※ 1 5	印刷・同関連産業	印 刷	△ 2 7	業務用機械器具製造業	業 務 用 機 械
○ 1 6	化学工業	化 学	△ 2 8	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電 子 部 品 ・ デ バ イ ス
○ 1 7	石油製品・石炭製品製造業	石 油 製 品	△ 2 9	電気機械器具製造業	電 気 機 械
○ 1 8	プラスチック製品製造業	プ ラ ス チ ッ ク	△ 3 0	情報通信機械器具製造業	情 報 通 信 機 械
○ 1 9	ゴム製品製造業	ゴ ム 製 品	△ 3 1	輸送機械器具製造業	輸 送 機 械
※ 2 0	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革	※ 3 2	その他の製造業	そ の 他

(注1) 産業3類型の区分については番号欄に次の記号で表記。

○：基礎素材型産業、△：加工組立型産業、※：生活関連・その他型産業

(2) 活動調査及び工業統計の調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。例外については次のとおりである。

工 業 統 計 調 査 用 産 業 分 類	日 本 標 準 産 業 分 類
1421 洋紙・機械すきと紙製造業(1421洋紙製造業、1423機械すきと紙製造業を統合)	1421 洋紙製造業 1423 機械すきと紙製造業

(3) 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製 造 品 名	分類	製 造 品 名	分類
家 具 ・ 装 備 品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆 器	3271
手 袋	2051	畳	3282
耐 火 物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と 石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯 車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔 法 瓶	3289
注 射 筒	2741	看板・標識機	3292
義 歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
か つ ら	3229	工業用模型	3295
時 計 側	3231	レコード	3296
楽 器	324	眼 鏡	3297

6. 地域区分

本文、表及び図で用いる地域区分は次のとおりである。

鹿 角 地 域	鹿角市、鹿角郡（小坂町）
大館・北秋田地域	大館市、北秋田市、北秋田郡（上小阿仁村）
能代・山本地域	能代市、山本郡（藤里町、三種町、八峰町）
秋 田 周 辺 地 域	秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡（五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）
本荘・由利地域	由利本荘市、にかほ市
大曲・仙北地域	大仙市、仙北市、仙北郡（美郷町）
横手・平鹿地域	横手市
湯沢・雄勝地域	湯沢市、雄勝郡（羽後町、東成瀬村）

（注）平成29年12月31日現在の市町村区分による。

【参考】

平成16年11月から平成18年3月までの合併の状況

合 併 日	新市町名	旧 市 町 村 名	備 考
平16. 11. 1	みさとちょう 美郷町	六郷町、千畑村、仙南村	3町村合併：新設
平17. 1. 11	あきたし 秋田市	秋田市、河辺町、雄和町	河辺町・雄和町が秋田市に編入
平17. 3. 22	おがし 男鹿市	男鹿市、若美町	2市町合併：新設
平17. 3. 22	ゆざわし 湯沢市	湯沢市、稲川町、雄勝町、皆瀬村	4市町村合併：新設
平17. 3. 22	ゆりほんじょうし 由利本荘市	本荘市、矢島町、岩城町、由利町 西目町、鳥海町、東由利町、大内町	8市町合併：新設
平17. 3. 22	かたがみし 潟上市	昭和町、飯田川町、天王町	3町合併：新設
平17. 3. 22	だいせんし 大仙市	大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町 協和町、南外村、仙北町、太田町	8市町村合併：新設
平17. 3. 22	きたあきたし 北秋田市	鷹巣町、森吉町、阿仁町、合川町	4町合併：新設
平17. 6. 20	おおだてし 大館市	大館市、比内町、田代町	比内町・田代町が大館市に編入
平17. 9. 20	せんぼくし 仙北市	角館町、田沢湖町、西木村	3町村合併：新設
平17. 10. 1	よこてし 横手市	横手市、増田町、平鹿町、雄物川町 大森町、十文字町、山内村、大雄村	8市町村合併：新設
平17. 10. 1	にかほし にかほ市	仁賀保町、金浦町、象潟町	3町合併：新設
平18. 3. 20	みたねちょう 三種町	琴丘町、山本町、八竜町	3町合併：新設
平18. 3. 21	のしろし 能代市	能代市、二ツ井町	2市町合併：新設
平18. 3. 27	はっほうちょう 八峰町	八森町、峰浜村	2町村合併：新設

合併後の郡の状況（平成18年3月以降）

郡名	合併前の町村名	合併後の町村名
鹿角郡	小坂町	小坂町
北秋田郡	鷹巣町、比内町、森吉町、阿仁町、田代町、合川町、上小阿仁村	上小阿仁村
山本郡	琴丘町、二ツ井町、八森町、山本町、八竜町、藤里町、峰浜村	藤里町、三種町、八峰町
南秋田郡	五城目町、昭和町、八郎潟町、飯田川町、天王町、井川町、若美町、大潟村	五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村
河辺郡	河辺町、雄和町	
由利郡	仁賀保町、金浦町、象潟町、矢島町、岩城町、由利町、西目町、鳥海町、東由利町、大内町	
仙北郡	神岡町、西仙北町、角館町、中仙町、田沢湖町、協和町、南外村、仙北町、西木村、太田町	
	六郷町、千畑町、仙南村	美郷町
平鹿郡	増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村	
雄勝郡	稲川町、雄勝町、羽後町、東成瀬村、皆瀬村	羽後町、東成瀬村

7. 記号及び注記

(1) 統計表中の記号

統計表中の「－」は該当数値がないもの及び分母が0のため計算できないもの、「0」及び「0.0」は四捨五入による単位未満、「▲」はマイナスの数値を表している。「X」は事業所数が1又は2に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが、事業所数が3以上に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

(2) 端数は単位未満を四捨五入したため、合計と内訳の計は一致しないことがある。

8. 誘致企業

誘致企業については、「工業振興の概要（県産業労働部）」に掲載されている、県が誘致した事業所を対象としている。

9. その他

インターネットで統計情報をご覧になれます。

アドレス <http://www.pref.akita.lg.jp/tokei/>

10. 問い合わせ先

秋田県企画振興部調査統計課経済統計班

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号 電話 018-860-1256